

大和市監査委員告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年10月29日

大和市監査委員 木原英和
大和市監査委員 鳥淵優

住民監査請求に対する監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

氏名 (省 略)

2 請求書の提出

請求人から、令和2年9月2日に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として、「大和市長外に対する措置請求書」が提出された。

3 請求の内容

以下、「大和市長外に対する措置請求書」の原文をそのまま掲載した。（字の大きさ、字の間隔、行数については異なる場合がある。）なお、事実証明書については、一覧のみを掲載し、添付は省略した。

令和2年9月2日

監 査 委 員 殿

大和市長外に対する措置請求書

〒 (省 略)

住 所 (省 略)

請求者 (省 略) ㊦ ((省略) 歳)

第1. 請求の趣旨

大和市長は、市が、大木哲、井東明彦、鈴木真吾、常盤幹雄、鈴木慎也、小瀧陽子、小口真司、太田隆義、パーソルテンプスタッフ株式会社、株式会社セゾンパーソナルプラスに対して有する損害賠償の請求権を行使して、市の被った損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているので、請求人は、監査委員が市長に対し、この措置を講ずべきことを勧告することを求める。

第2. 請求の原因

《行為事実について》

1. 大和市は、令和元年9月10日、パーソルテンプスタッフ株式会社神奈川営業部（以下「テンプスタッフ」という。）を受注者として、委託業務の名称を「大和市市民課窓口業務等委託（債務負担行為）」とする『委託業務契約』（元年度第7092号）（以下「本件委託業務契約」という。）を締結する。なお、本件委託業務契約の履行期間は契約締結日である令和元年9月10日から令和5年1月31日までの約3年5箇月（令和元年9月10日から令和2年1月31日までは準備期間であり、令和2年2月1日から令和5年1月31日までが運用期間である。）であり、契約金額は3億5055万0418円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）込み。但し、初期導入費3342万9916円（以下「本件初期導入費」という。）を含む。以下「本件契約金」という。）である。
2. 大和市は、平成28年8月24日、株式会社セゾンパーソナルプラス（以下「セゾンパーソナル」という。）を受注者として、同旨の『委託業務契約』（28年度第6488号）（以下「前委託業務契約」という。）を締結する。なお、前委託業務契約の履行期間は契約締結日である平成28年8月24日から平成32年（令和2年）1月31日までの約3年5箇月（平成28年8月24日から平成29年1月31日までは準備期間であり、平成29年2月1日から平成32年（令和2年）1月31日までが運用期間である。）であり、契約金額は1億9245万6000円（消費税等込み。但し、初期導入費は生じない。以下「前契約金」という。）である。
3. ところで、前委託業務契約に係る仕様（大和市市民課窓口業務委託（債務負担行為）仕様書（以下「本件仕様書」という。）参照。以下「前仕様」といい、その業務を「前委託業務」という。）に対する本件委託業務契約に係る仕様（大和市市民課窓口業務等委託（債務負担行為）仕様書参照。以下「本件仕様」といい、その業務を「本件委託業務」という。）の差異は、【1】に、第2章1事前準備（2）体制①従業員の配置につき、「住民異動等入力業務」の追加、【2】に、第2章1事前準備（2）体制④副現管理責任者の業務につき、「住民異動等入力業務」の追加【3】に、第2章2運營業務（1）委託業務詳細につき、⑥住民異動届等の入力に係る業務の追加（但し、従前仕様書による⑥妊娠届の受付・母子健康手帳引渡し業務との交換である。）、【4】に、第2章2運營業務（1）委託業務詳細⑩につき、各種書類等（通知カード等）の引渡しに係る業務の追加、【5】に、第2章2運營業務（3）報告及び成果物の納品等につき、（月次）として「業務の運営管理に係る報告」「システム利用申請書」「月毎の従業者シフト表」の追加（但し、「業務実績・翌年度の業務履行計画」は削除となる。）であるところ、前仕様における従事者（委託員、以下「前委託員」という。）の令和元年11月時点の配置人数は30人、以って、勤務日数（稼働日数、以下

「前稼働日数」という。)は384日であり、他方、本件仕様における従事者(委託員、以下「本件委託員」という。)の令和2年4月時点の配置人数は27人、以って、勤務日数(稼働日数、以下「本件稼働日数」という。)は337日であることに照らせば、仕様変更(委託業務の増減)に基づく本件委託業務において増員される従事者(委託員、以下、単に「委託員」という。)は皆無(寧ろ減少である。)であることから、前契約金と本件契約金との差額1億5809万4418円(消費税等込み。3億5055万0418円—1億9245万6000円、以下「本件損害金」という。)は、本来支払う必要のない不当な支出となるものである。すなわち、大和市民課窓口業務(等)委託契約に係る契約金は、受注者の利益を控除するとその大半を委託員の人件費(給与)で構成されているところ、本件委託業務に配置されている本件委託員と前委託業務に配置される前委託員勤務は同等数であり、かつ、本件稼働日数と前稼働日数も同程度であることによって、本件委託業務の作業量は前委託業務の作業量と同程度と判断でき得ることから、本件委託員に支払われているであろう給与(人件費)もまた前委託員に支払われたであろう給与(人件費)と同程度、換言すれば本件契約金は前契約金相当で足るものなのである。

4. 更には、本件委託業務契約は契約締結日である令和元年9月10日から令和2年1月31日までの144日間を準備期間(以下「本件準備期間」という。)とし、他方、前委託業務契約の運用期間は平成29年2月1日から平成32年(令和2年)1月31日まで(以下「前運用期間」という。)とすることから、本件準備期間は前運用期間と144日間に亘り重複するところ、配置される委託員もまた同一人である(前委託員がそのまま本件委託員として配置されている。)ことによって、本件委託業務契約においては、本件準備期間に本件仕様に基づく適正な準備を履行でき得ないのである。すなわち、テンプスタッフは、本件委託業務をセゾンパーソナルに再委託していないことによって、例えば、本件委託業務契約に基づき本件準備期間に配置される本件委託員である古山正義、成田壮子、星山幹雄、江川朋美は、既に、管理者又は副管理者として、それぞれ前委託業務契約に基づき前運用期間における前委託員として配置されていることから、本件準備期間の配置における本件委託員として本件委託業務を履行でき得ないのである。そして、極めて重要なことは、本件委託業務契約に基づくテンプスタッフの本件委託員と、前委託業務契約に基づくセゾンパーソナルの前委託員の殆どが同一人であり、かつ、本件準備期間が前運用期間と重複することによって、配置される委託員は、テンプスタッフとセゾンパーソナルとの二重契約による兼務となるところ、本件初期導入費は、本件準備期間における従事予定者(予定委託員)の給与(人件費)に充てられていると思料することから、最早、二重ないし架空支出の謗りを免れないものなのである。
5. 従って、本件委託業務契約に基づく本件損害金は固より、本件初期導入費の支出は、本件委託業務契約締結の前提行為となる条件付公募型プロポーザル『大

和和市民課窓口業務等委託に係るプロポーザル』(以下「本件プロポーザル」という。)において、適正な評価を怠った評価委員長である市民活動部長井東明彦(以下「井東市民経済部長」という。)、評価委員である市民経済部市民活動課長鈴木真吾(以下「鈴木市民活動課長」という。)、同市民経済部市民課長常盤幹雄(以下「常磐市民課長」)、同市民経済部市民課証明交付係長鈴木慎也(以下「鈴木証明交付係長」という。)、同市民経済部市民課住民異動係長小瀧陽子(以下「小瀧住民異動係長」という。)、同市民経済部市民課戸籍係長小口真司(以下「小口戸籍係長」という。)、同総務部資産税課土地係長太田隆義(以下「太田土地係長」という。)、並びに財務主管担当課長との合議を経ることなく、専決によって本件委託業務契約を締結した大和市長大木哲(以下「大木市長」という。)の不法行為、以って、談合により本件プロポーザルに臨んだテンプスタッフ並びにセゾンパーソナルによる人為的損害なのである。

《相手方の不法行為について》

6. 相手方に対する請求原因について

- ①. 井東市民経済部長は評価委員長として、鈴木市民活動課長、常磐市民課長、鈴木証明交付係長、小瀧住民異動係長、小口戸籍係長、太田土地係長は評価委員(総称して、以下「本件評価委員」という。)として、それぞれ本件プロポーザルにおける評価(審査)を担当するところ、大和市独自の積算を行わずに予算額を3億6968万8000円と設定すると共に、本件契約金(3億5055万0418円)の内訳詳細(明細)を確認把握することなく、本件契約金の適法性を仮装した不法行為者である。すなわち、本件委託業務と同旨の前委託業務が金1億9245万6000円(前契約金)で履行でき得る事実を認識していながら、何の根拠もなくして、前契約金と同等額に近い1億5809万4418円(本件損害金)の増額(差額にして4336万1582円である。)を認容した不適切である(但し、前契約金の適正が前提である。)。なお、本件準備期間における本件委託員に対する給与(人件費)と思料する本件初期導入費については、本来、受注者たるテンプスタッフが負担(本件仕様書第1章3(4)なお書き参照。)するものであり、このことは、前委託業務契約においては初期導入費用が計上請求されてないことからでも明らかなのである。
- ②. 大木市長は、大和市を代表して、本件委託業務契約を締結するところ、『大和市職務権限規程』(以下「本件規程」という。)別表第1(第20条関係)(3)財務関係「委託料」は、1億5000万円を超える契約のうち、1000万円を超えるものについては、「財務主管の課長に合議」と規定するにもかかわらず、本件委託業務契約の締結に係る起案用紙の押印することなく、専決によって締結した不法行為者である。すなわち、通常であれば、本件委託業務の主管課である市民経済部市民課において、件名を「委託業務契約の締結について(伺い)」とする起案用紙(起案)を作成し、以って、関係職員が押印すると共に、当該合議を要する課長が押印した後、最終決裁権限者たる大木市長が公印を押印す

るところ、本件委託業務契約においてはその意思決定文書である起案用紙が存在しないというのであるから、本件規程に基づく適法な決裁を経ない違法な専決なのである。

- ③. テンプスタッフは、本件委託業務契約の受注者であるところ、セゾンパーソナルとの間において、再委託契約を締結していないにもかかわらず、セゾンパーソナルが前委託業務契約に基づき配置する前委託員を自社の委託員と証して、初期導入費用3342万9916円（本件初期導入費）は固より、経験則であれば、大凡2億円（前委託業務契約における前契約金を参考）で受注でき得る本件委託業務の委託料を1億5809万4418円も水増し、以って、3億5055万0418円と請求することで、1億5809万4418円（本件損害金）を不当に取得した不法行為者である。
- ④. セゾンパーソナルは、前委託業務契約の受注者であるところ、テンプスタッフと謀り、前委託業務における自社の委託員（前委託員）を本件委託業務におけるテンプスタッフの委託員（本件委託員）と仮装し、以って、テンプスタッフに本件初期導入費（3342万9916円）を利得させた幫助、或いは教唆者であり、かつ、前委託業務契約を金1億9245万6000円で受注するにもかかわらず、その委託業務の作業量を同程度とする本件委託業務に係る本件プロポーザルにおいては、その見積額を3億2476万6200円と提示し、以って、不当に高額な本件契約金の適法性を仮装する共同不法行為者である。

7. 官製談合について

本件委託業務契約につき、大和市は予算額を3億6968万8000円（消費税等込み。以下「本件予算額」という。）と設定し、他方、本件プロポーザルに参加したテンプスタッフは3億5055万0400円（以下「本件見積額」という。）、セゾンパーソナルは3億2476万6200円、グローバルデザイン株式会社（以下「グローバルデザイン」という。）は3億6911万4900円、株式会社ヒューマントラスト（以下「ヒューマントラスト」という。）は3億6963万5225円、日本コンベンションサービス株式会社（以下「コンベンションサービス」という。）は3億5181万6635円をそれぞれ見積額として提示するのである。しかしながら、本件委託業務と作業量（作業内容）を同程度とする前委託業務が僅か1億9245万6000円で履行でき得ることに鑑みれば、本件委託業務の予算額を大和市が3億6968万8000円と設定し、以って、その見積額を本件プロポーザル参加事業者が本件予算額相当の3億5000万円前後と積算することは『入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律』（平成14年法律第101号、以下「談合防止法」という。）第2条第4項に規定する入札談合等、或いは第5項に規定する入札等談合行為、換言すれば官製談合（以下「本件談合」という。）といわざるを得ない。すなわち、大和市では本件予算額を算出する大和市独自の積算資料を保有していないということは、前委託業

務契約における契約金が1億9245万6000円（前契約金）であることによって、本件委託業務契約における予算額も同等額程度に設定することが一般取引通念上の経験則であり、このことは、前委託業務契約の受注者であるセゾンパーソナルにおいても同様であるところ、本件委託業務の対価（委託料）を大和市及びセゾンパーソナルが揃って大凡3億円以上（前契約金に比して1億以上の増額）と算定することは、積算根拠が不存の状況下においては、事前の打ち合わせ、換言すれば官製談合が行われていたことはいうまでもなく、更には、tempスタッフがセゾンパーソナルの委託員（前委託員）を本件委託業務契約における自社の委託員（本件委託員）と届け出することは、同一委託員の雇用（派遣）行為が違法であるか否かは別にして、tempスタッフとセゾンパーソナルは、本件プロポーザル参加以前に、密に連絡を取り合っていたというものであり、かつ、tempスタッフにおいても本件予算額相当を本件見積額として提示するのであるから、両社の間においても見積額に関する談合を行っていたことはいうまでもない。なお、グローバルデザイン、ヒューマントラスト、コンベンションサービスにおいても本件予算額相当をそれぞれ見積額として提示するところ、本件委託業務契約は受注者をプロポーザル方式により選定することによって、不当な見積額の提示のみでは、tempスタッフを受注者に選定でき得ない（単純な競争入札であれば、不当な入札額（見積額）のみで落札者（受注者）を調整でき得るところ、本件プロポーザルでは、参加事業者の提示する不当高額な見積額を適正と仮装するだけのプロポーザル妨害のみとなる。）ことから、本件措置請求においては、請求の相手方からは除外するものである。

8. 以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する次第である。なお、本件措置請求の争点のひとつは、本件契約金（3億5055万0418円）の適法性が担保されているか否かであることから、大和市における本件予算額の算定過程（積算方法）を精査することで、その適否が容易に判断でき得ることを付言する。

以上

事実証明書一覧（事実証明書の添付は省略）

甲第1号証の1	委託業務契約書（元年度第7092号）
甲第1号証の2	市民課徴収事務委託員届出書
甲第1号証の3	大和市市民課4月度シフト
甲第2号証の1	委託業務契約書（28年度第6488号）
甲第2号証の2①ないし⑦	市民課徴収事務委託員届出書
甲第2号証の3	大和市市民課11月度シフト
甲第3号証の1	大和市指令第1747号

甲第3号証の2	御請求書
甲第3号証の3①及び②	支出命令書
甲第4号証	大和市指令第1826号
甲第5号証①	大和市市民課窓口業務等委託に係るプロポーザル評価結果
甲第5号証②	計算書
甲第6号証の1	大和市指令第1746号
甲第6号証の2	入札参加者選考委員会提出業者案（委託・賃貸借）随意契約
甲第7号証	大和市指令第1452号

4 請求の受理

本件請求について要件審査をした結果、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年9月2日付でこれを受理した。

第2 監査委員の除斥

本件請求の監査において、法第199条の2の規定に該当する事由はなかった。

第3 監査の実施

本件請求書に記載された事項、請求人の事実を証する書面を勘案し、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

市民課で締結した窓口業務等委託（債務負担行為）について、本件措置請求書に記載されている「不当な支出」の有無、「損害を補填する措置を講ずる責任」が認められるか否か、及び請求人が求めている措置の内容が適当であるか否かを監査の対象事項とした。

2 監査対象部局

大和市市民経済部市民活動課（以下「市民活動課」という。）、大和市市民経済部市民課（以下「市民課」という。）

3 実施方法

本件請求の内容から、請求対象事務の執行に直接関わった職員等に関係書類の提出を求め、調査を実施した。また、必要に応じて、随時、事情聴取を実施した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和2年10月7日に、請求人の陳述の聴取を行った（書面による）。

なお、請求人が行った、請求書を補充する陳述の要旨は次のとおりである。

（陳述要旨）

パーソルテンプスタッフ(株)本社において責任者と面談したところ、本件委託業務契約に従事予定の委託員をほかの地方公共団体にも派遣しているとの回答を得た。大和市は本件準備期間に係る経費として3,342万9,916円（本件初期導入費）を支出しているが、これは当該予定委託員に係る教育費等であるから、本件初期導入費は当該予定委託員を採用した地方公共団体が負担すべき経費であり、本件委託員に係る経費とはなり得ない。また、前委託業務と本件委託業務とは、業務がほぼ同一であるから、更なる教育費は必要としない。よって、初期導入費の支出目的が従事予定の委託員の教育費等であるのであれば、本件初期導入費は不当な支出の謗りを免れない。

事実証明書（事実証明書の添付は省略）

甲第8号証 （省 略） テンプスタッフ名刺

5 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づく関係職員の陳述は行わなかった。

第4 監査の結果

令和2年9月2日付の請求人からの「大和市長外に対する措置請求書」については、理由がないため棄却する。

以下、請求人の主張、監査対象部局に対する監査の結果及び監査委員の判断を記述する。

1 請求人の主張

本件請求における請求人の主張は、「市民課窓口業務等委託において、前契約からの仕様変更により増員される委託員が皆無であることから、前契約と本件契約の契約金額の差額1億5,809万4,418円は不当な支出である。令和元年9月10日から令和2年1月31日までの準備期間において、本件委託員と前委託員が重複して配置されているが、これは二重契約による兼務であり、初期導入費はこれら予定委託員の人件費に充てられているので、二重ないし架空支出であ

る。本件損害金、初期導入費の支出は、契約締結の前提となる市民課窓口業務等委託に係るプロポーザルにおいて、評価委員として適正な評価を怠った市民経済部長ほか6名、必要な合議を経ることなく専決によって契約を締結した市長の不法行為によるものである。また、本件委託業務は、作業量が同程度の前委託業務が1億9,245万6,000円で履行できる得ることを鑑みれば、本件委託業務の予算額を市が3億6,968万8,000円と設定し、プロポーザルに参加した事業者がいずれも見積額を3億5,000万円前後と積算することは、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第2条に規定する入札談合等、換言すれば官製談合である。」というものである。

2 監査対象部局に対する監査の結果

本件請求については、市民課及び市民経済部の予算執行主管課である市民活動課の職員に対し、それぞれ関係する書類の提出を求めるとともに事情聴取を実施した。その結果、状況は次のとおりであった。

(1) 業務内容および業務量について

本件業務委託と前業務委託の仕様書を比較すると、新たに住民異動届等の入力に係る業務、各種書類等（通知カード等）の引渡しに係る業務が追加され、妊娠届の受付・母子健康手帳引渡し業務については削除されており、業務内容に変更があることが確認できる。

このうち住民異動届等の入力に係る業務は、住民異動届等の内容を総合行政システムに入力する作業で、平成29年度の窓口取扱件数は31,002件となっている。市民課では、当該業務の予算として3,410万9,266円と見込み、予算を増額している。請求人は、本件業務委託の業務量は前業務委託と同程度であると主張するが、上記のとおり、本件業務委託において、業務量は増加していることが確認できる。

(2) 従事者数について

請求人は、前契約における令和元年11月のシフト表と本件契約における令和2年4月のシフト表を比較し、配置人数は、前契約30人に対して本件契約27人、勤務日数は、前契約384日に対して本件契約337日で、従事者は増加しておらず、むしろ減少していると主張している。

本件契約では、請求人が提出したシフト表（事実証明書甲第1号証の3）の従事者のほか、プロジェクトリーダー、住民異動入力スタッフが従事しており、これらを加えて算出すると、令和2年4月の配置人数は35人、勤務日数は479日となり、従事者数は前契約より増加していることが確認できる。

(3) 準備期間中の業務および初期導入経費について

請求人は、本件準備期間と前運用期間が重複する期間において、本件契約と前契約の委託員は同一人が配置されており、本件仕様に基づく適正な準備を履行でき得ないが、同委託員はパーソルテンプスタッフ㈱と㈱セゾンパーソナルプラスの二重契約による兼務であり、初期導入費用は準備期間における従事者に充てられると考えられ、二重もしくは架空支出であると主張している。

準備期間中に実施する業務は、業務実施手順書の作成、実施体制の構築・従事者の配置、従事者の教育（育成）、業務引継、業務の運用管理・窓口運用テスト、設備機器等の設置等であり、仕様書に記載されている。委託料の支払については、検収条件として、準備期間終了までに作成することとされている報告書等の成果物が納品されること、運用テストにおいて発注者から窓口業務の開始が可能と判断されることが規定されているが、これらを検収した後に準備業務分の委託料（初期導入経費）は支出されており、事務手続に問題はない。

本件業務委託における従事者は、受注者であるパーソルテンプスタッフ㈱の社員が4人、前受注者である㈱セゾンパーソナルプラスの派遣社員で、本件業務に引き続き従事するためにパーソルテンプスタッフ㈱に転籍する者が28人、パーソルテンプスタッフ㈱が新規に派遣する者が8人であることが、従事者名簿から確認できる。準備業務はパーソルテンプスタッフ㈱社員4人が基本的に行い、派遣社員は従事していないことを市民課では確認している。

上記2社の双方の徴収事務委託員届出書（事実証明書甲第1号証の2および甲第2号証の2①から⑦）に記載されている28人は、パーソルテンプスタッフ㈱が継続して雇用する転籍者が記載されているもので、準備期間における二重契約を示すものとは言えない。

(4) 予算額・契約金額について

請求人は、市独自の積算を行わずに予算額を3億6,968万8,000円と設定し、本件契約金額3億5,055万418円の内訳を確認、把握せず、適法性を仮装しており不法であると主張している。

平成31年度予算編成事務要領では、予算額について、業者からの見積りによる場合は最低2者以上の者から見積書の提出を受け、比較検討すること、とされている。市民課では、予算計上にあたり4社から参考見積書の提出を受け、当時の受託業者で準備期間の経費を安価に提示することが可能な㈱セゾンパーソナルプラスを除外した3社の見積書を比較検討し、最も安価な3億6,968万8,000円を予算額としたものである。前業務委託においても同様に3社から見積書の提出を受け、比較検討の上、3億4,592万1,000円を予算計上し、承認されていることから、予算上の事務手続に不適切な点は見られない。

また、当該窓口業務委託に係るプロポーザル募集要領には、予算上限額を3億6,968万8,000円と提示しており、上限額の範囲内で本件契約は締結さ

れていることから、契約金額に違法、不当な点は確認できない。

(5) 決裁について

請求人は、本件契約を締結する意思決定を確認する起案文書が存在せず、違法な専決であると主張しているが、契約締結の前段に行う債務負担行為伺書（契約依頼書）には、財務主管の課長合議のうえ市長決裁が行われており、予算執行に関する意思決定は適切に行われている。

(6) プロポーザルについて

請求人は、本件損害金および初期導入経費の支出は、本件契約締結の前提行為となるプロポーザルにおいて、適正な評価を怠った評価委員の不法行為であると主張している。

本件業務委託では、高い情報管理能力と円滑かつ確実に業務を実施する能力を備えた従事者を擁し、体制を構築できる事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用している。プロポーザルの実施にあたっては、基本的な考え方と庁内の標準的な事務手順を示した大和市プロポーザル方式実施に関するガイドラインに基づき、市民課窓口業務等委託に係るプロポーザル募集要領、プロポーザル評価要領、プロポーザル評価委員会設置要領等を作成し、これに沿って、令和元年6月5日および7日に5社が参加してプレゼンテーションが実施された。

プレゼンテーション終了後に、市民経済部長を委員長とする評価委員会が開催され、個人情報保護（配点380点）、知識・技術（同300点）、運用体制（同200点）、その他提案（同20点）、価格（同100点）の5項目について評価が行われた。その結果、評価点の合計が最上位となったパーソルテンプスタッフ株式会社を最優秀提案者に決定しているが、プロポーザルは適切に実施され、問題となる点は見られない。

なお、最優秀提案者の決定にあたり、価格評価を除いた評価点の最上位の者から5%以内の提案者がなかったため、価格評価については、評価点に含まれていない。

(7) 官製談合について

請求人は、本件業務委託と同程度の作業量である前業務委託が1億9,245万6,000円で履行できるにもかかわらず、予算額を3億6,968万8,000円と設定し、プロポーザル参加事業者が見積額を3億5,000万円前後と積算したのは官製談合が行われていたためであると主張している。

予算額の積算については、複数の業者から提出された見積書を比較検討しており、適正な事務手続が行われていることは、前に述べたとおりである。また、プロポーザル参加事業者が3億5,000万円前後の見積額を提示したことについては、プロポーザル募集要領に予算上限額が3億6,968万8,000円と提

示されていることから、この上限額を踏まえて参加事業者は金額の提示を行ったものと考えられ、この見積額の提示が談合により行われたとする状況は確認できない。

3 監査委員の判断

以上のように監査対象部局に対する監査の結果に基づき、本件請求に対して、次のとおり判断する。

(1) 市民課窓口業務等委託契約の内容および経費は適正か

本件業務委託は、住民異動届の入力業務が追加されたことにより業務量が増加しているが、予算計上にあたり、業者から参考見積書の提出を受ける際、業務追加分の金額を確認しており、さらに準備経費と運用経費の内訳についても業者に見積を求めるなど、委託料の内容は適切に検討されていることが認められる。

契約の締結については、プロポーザルにおいて提示された予算上限額の範囲内で適正に行われており、前契約と本件契約の差額を不当とする理由は認められない。

(2) 市民課窓口業務等委託に係るプロポーザルは適正に行われたか

本件業務委託において、プロポーザルを実施するまでの手順や、評価要領に基づく評価の実施、最優秀提案者を決定するまでの過程において、特に問題になるような点は見受けられず、プロポーザルは適正に実施されたと判断する。

(3) 損害賠償請求権を行使し、大和市長外に求償する必要があるか

大和市長ほかは、不当な契約の締結により市に損害を加えたとは認められないことから、損害賠償請求権を行使しなくてはならない事実は見受けられず、損害を補填する措置を講ずる責任は認められない。